

2 前項に規定するもののほか、同項の国内売上額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（令和三年二月一日）から施行する。

附 則 （令和四年七月八日政令第二四六号）

この政令は、令和四年八月一日から施行する。

2 前項に規定するもののほか、同項の国内売上額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

附
則
抄

1 この政令は、法の施行の日（令和三年二月一日）から施行する。

附則（令和四年七月八日政令第二四六号）

この政令は、令和四年八月一日から施行する。